

所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針

(目的)

第1条 本方針は、マチごとエコタウン所沢構想に基づき、自然に寄り添う持続可能な地域社会の実現に向け、市域における再生可能エネルギーの利用を推進するため、本市が行う環境にやさしい電力の調達に際し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において「環境にやさしい電力の調達」とは、本市が行う電力の調達契約に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮等の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 本方針は、次の各号に掲げる本市の公共施設（以下「指定公共施設」という。）の電力調達に適用する。ただし、指定管理者が運営している指定公共施設その他市長が認めた施設の電力調達には、当分の間、適用しない。

- (1) 高圧受電契約をしている公共施設
- (2) 低圧受電契約をしている公共施設（契約種別が定額電灯又は公衆街路灯の施設を除く。）

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後）
- (2) 再生可能エネルギーの利用率及び未利用エネルギーの活用率（％）
- (3) 地産率（％）

2 前項に規定する環境評価項目に係る基準（以下「評価基準」という。）は、年度ごとに別に定める。

(評価)

第5条 指定公共施設における環境にやさしい電力の調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目について、様式第1号に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、同一年度中に既に様式第1号を市長に提出している小売電気事業者にあつては、記載内容に変更がない場合に限り、様式第1号の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による提出があつたときは、その内容を確認し、評価結果を様式第2号により小売電気事業者に通知するものとする。

(調達の優先順位)

第6条 指定公共施設は、評価基準を満たす小売電気事業者のうち、地域貢献の観点から次に掲げる順序で環境にやさしい電力を調達するものとする。

- (1) 市が出資する小売電気事業者
- (2) 本店又は支店が市内に存する小売電気事業者
- (3) 本店又は支店が県内に存する小売電気事業者
- (4) その他の小売電気事業者

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理は、マチごとエコタウン推進課において行う。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、環境にやさしい電力の調達に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この方針は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 施行日から平成30年9月30日までに電力の調達に係る契約を締結する指定公共施設は、当該契約の契約満了日までの間、この方針を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2号に掲げる施設について、令和2年8月1日より前に締結された電力の調達に係る契約のうち、契約を解除することにより解約金が発生する場合にあっては、当該契約の契約満了日までの間、この方針の規定を適用しない。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年1月11日から施行する。